

◆1番（小川義昭君） おはようございます。

1番、創誠会、小川義昭です。通告に従いまして一般質問をいたします。

「行としや もどかしきもの 水斗（みずばかり）」

恒例により千代女の句であります。町には年の暮れの慌ただしい気分が広がり、家事を預かる女手も忙しさに追われているのに、水桶にはなかなか水がたまらない、じれったいこと。でも、水はいつも同じように悠々と流れ、わきこぼれているのです。

この句の水のようにいかに慌ただしい環境にあっても、いたずらに雑踏の喧騒に埋もれることなく、悠々とした心境で暮らしたいものです。

一年が過ぎるのは早いもので、ことしもあと20日ばかりと残り少なくなってまいりました。時の過ぎるのも早いもので、白山市は合併から約3年、私もまた新議員として約3年、市民の皆様の負託を受け、今回を含め12回の質問の機会を与えていただきましたことに感謝しております。残り約1年間の任期も常に緊張感と責任感、使命感を持って議員活動を行っていきたいと思います。

本定例会での私の第1の質問は、松任地区中心市街地の活性化及びコンパクト化に向けたモデル都市の構築について、第2は財政健全化法についてであります。

このたび、平成20年度から平成24年度にかけての5カ年間の白山市中期財政計画が示されました。この計画によると、来年平成20年度から23年度にかけての4年間の各単年度収支では支出が収入を上回り、実質収支が赤字となります。しかも市債、借入金の借りかえによる期間延長の圧縮や、高金利の借入金の金利見直しなどによる公債費の削減や実質公債費比率の縮減を含む実に厳しい財政状況であります。今まで以上に企業的経営感覚を持って、さらなる自主財源の確保、経費の削減等に努力しなければ、本市の財政は深刻な危機に発展しかねないことは周知の事実であります。

今後このような厳しい財政状況のもとで市民の多様なニーズに有効な公共サービスを提供し、住民の福祉の満足度を高めていくためには、行政が農業、工業、商業界と一体となり、白山市という町の活性化を図られなければなりません。

また、行政の構成員である職員一人一人が政策形成能力の向上など今後要求されるものは多種多様であります。そして私たち議員の果たす役割もますます重要になっているのであります。

こうした認識を踏まえて、第1の質問、松任地区中心市街地の活性化及びコンパクト化に向けたモデル都市の構築について4点質問いたします。

現在、松任地区中心市街地の活性化を図る一環事業は、JR松任駅を中心とした事業があります。まず、駅周辺の事業は、来年の4月ごろ広小路交差点までの20メートル通りの整備は平成22年度までに、金剣通りの地下横断道路工事などの事業は、新幹線事業との関連から平成26年か27年ごろ完成と伺っています。

旧松任市では、平成12年3月に松任市中心市街地活性化基本計画を作成し、この計画に定められた商業活性化に関する13本のハード及びソフト事業について、その目標年次を平成22年として事業推進が図られているかと思えます。

この基本計画は大町、中町、安田町、そして茶屋町の中心市街地内商店街からおおむね500メートル以内の徒歩圏内で、北方面はJR松任駅の北陸本線、南方面は桜通り、東方面は恵比寿通り、そして西方面は県道三日市松任線に囲まれた区域約90ヘクタールをその対象区域としております。

中心市街地とは商業街、オフィス街、ターミナル駅、公共の機関・施設などを中心に、居住機能、商業機能、業務機能など都市機能が集積した地域を指し、町の顔として住民の生活や地域経済に重要な役割を担ってきた地域であります。

ところが、この近年はこの多くの地方都市の例に漏れず、本市においてもまた大型商業集客施設や公共施設の郊外立地による大きな影響で、中心市街地並びに商店街の空洞化、公共工事の衰退問題が増幅し、これを解決することが改めて重要かつ喫緊の政策課題となっているのであります。

国は、本市を含めた全国的な中心市街地の現状にかんがみ、これまでの中心市街地活性化法を当初目的としていた2本柱、市街地の整備改善及び商業等の活性化だけでは中心市街地の活性化対策になっていないとの反省から、昨年法律改正したところであります。

その主要点は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、これまでの支援措置の充実に加え、住宅供給、居住環境の向上及び都市福利施設の整備などの支援措置を追加することによって、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を総合的な支援法へと内容を改めた点にあります。郊外から中心街への回帰、これがいわゆる改正中心市街地活性化法の目玉だと考えます。

また、この改正中心市街地活性化法のほか、大規模小売店舗立地法も同時に改正され、さらに先月、11月30日、改正都市計画法の全面施行により、いわゆる新まちづくり3法が完成しました。このことにより住民の高齢化などが進む中、生活の場を郊外ではなく中心市街地に集約し、暮らしやすくするまちづくりへの転換、取り組みの方向づけができました。

今回の法改正により、全国の自治体で新たに中心市街地への定住人口の集積、交流人口の増加を推進する基本計画策定及び認定申請について方向性を見出そうとする自治体が続いております。

先月30日、政府は高岡市、福井市など5市の申請を認定し、既に事業をスタートさせた青森市、富山市などを含め、認定は計23市となりました。石川県内を見ても、金沢市がこの5月に認定を受け、さらに7月には小松市が策定する計画に対し、小松商工会議所及び小松賑わいセンターが共同で小松市中心市街地活性化協議会を設置し、精力的に議論を開始しています。

こうした県内の自治体の動向に対し、本市の松任地域の中心市街地活性化計画の策定に

係る大臣認定について、ことしの3月、定例会で小島議員が質問し、市長は「今後、魅力ある都市機能を備えた総合的な市街地整備計画である中心市街地活性化計画の策定に向けて、関係団体との協議を進めてまいりたい」と答弁し、計画策定に前向き姿勢を示されました。

そこで白山市の取り組みの現況と要望等4つについて質問いたします。

1つ目は、現行の松任市中心市街地活性化計画に係る商業活性化施策のこれまでの進捗状況を見て、現時点での総括という観点からその成果と反省点について伺います。

2つ目は、現行の松任市中心市街地活性化計画の名称を白山市中心市街地活性化計画と改称し、現在の約90ヘクタールの対象区域を松任駅北の相木地区及び市本庁周辺地域を含めた区域に拡大し、新たな基本計画の策定及び認定申請を願うものであります。

もとより基本計画の策定に当たっては、当然それなりの労力が必要となります。松任地域の中心市街地商店街はもちろん、地元経済団体である白山商工会議所を初めとする民間の多様な主体が連携・共同・調整を図り、策定に向け最大限の推進体制が不可欠であると考えます。

中心市街地活性化基本計画が国の認定を得られれば、計画する事業について国の重点的な支援措置が受けられ、松任地区、いや白山市の経済・財政の活性化に大いに寄与することでしょう。市民にとってまことに喜ばしいことであります。

当然、中心市街地活性化計画の採択に向けて改正法が新たに求めている中止市街地への定住人口の集積、交流人口の増加を推進する個別事業の策定と実効性の是非の検討が行われることとなりますが、さらに支援メニューとしてこれまでの市街地整備や商業活性化に加え、まちなか居住、都市福祉施設の整備等が追加されております。

そこで新たな白山市中心市街地活性化基本計画の策定及び認定申請についての考え方、方向性、特に支援メニューの利活用の考え方をも含めて伺います。

3つ目は、採択の大きな要因の一つであります中心市街地活性化協議会の設立に向けた推進体制について現在どのような状況になっているのか伺います。

次に、コンパクト化に向けたモデル都市の構築に触れます。

我が国は今後、成熟社会型の国土計画を目指して、平成17年4月、これまでの国土総合開発法を国土形成計画法と名称を変えて改正・施行されました。これは持続可能な生活の場として特色ある地域の形成を期待するもので、国と地方の新しい取り組み方向を示す動きであると言えます。

人口減少と少子高齢社会を迎えていますが、本市の人口は微増ながらもふえ、既存工場の増設や新工業団地の整備など、県内における中核都市としてさらなる都市機能の充実が求められているところであります。その根幹は地域社会・コミュニティーの再生であり、市民やNPOと行政、産業界が協働した事業の展開や地域循環型の経済を構築することにあると思います。

こうして政府は、都市計画の基本政策を郊外に拡張する都市から中心市街地の空洞化に

歯どめをかけ、そのニックネームも行政・医療・教育施設などの都市機能を再び中心部に再構築し、公共交通を整えたコンパクトシティとして方向変更する方針を打ち出したのであります。

都市計画法と中心市街地活性化法が改正されたことは今ほど申し上げたとおりです。このように、いわゆるまちづくり3法の改正と国土政策の見直しによるコンパクトシティに対する考え方は、21世紀の地方中小都市・行政経営のあり方のみならず、地球環境・エネルギー問題の解決に向けた新しい潮流・方向を示すものと考えます。

本市の場合、1市2町5村との広域合併により複数の中心核を有する町が誕生し、今後の都市形成の方向性が大きな課題となっています。21世紀にふさわしい本市の町づくりの政策として、市民みずからが都市再生の町づくりに参加するきっかけづくりにするためにも、それぞれの中心核についてさまざまな機能がコンパクトに集積した都市機能を持つ中心市街地とその周辺部とのめり張りある土地利用を検討することが必要であります。コンパクトシティへ具体的な検討がなされ、本市におけるコンパクト化に向けたモデル都市の構築を模索すべきではないかと思えます。

白山ろく地区、鶴来地区、美川地区、そして先ほど申しました松任地区の4地区を中心市街地ととらえ、コンパクトシティとしての実現に向けて検討されてはいかがでしょうか。

政府は先月30日、福田首相を本部長とする地域活性化統合本部が格差是正に向け地方再生戦略を決定し、各地域の自主的なプロジェクトを支援する地方の元気再生事業を創設し、来年度予算案に反映させ、地方の活力を取り戻すとのことでもあります。

そこで、4つ目に、本市の今後のコンパクト化に向けたモデル都市の構築についてどのように検討されているのか伺います。

では、第2の質問であります財政健全化法について質問いたします。

前回の9月定例会で村本議員、そして竹田議員からも一般質問がなされたところでありますが、御承知のとおり、北海道夕張市に端を発したこのような自治体の財政破綻を未然に防止するために、ことし6月、自治体財政健全化法が公布され、突然の自治体財政破綻を回避するため、自治体の平成20年度決算に基づき、平成21年度から黄色信号、赤信号の2段階のこの財政建て直し法が施行されることになりました。

特に同法に基づく新制度では、実質赤字比率、実質公債費比率に加え、自治体の隠れ赤字を把握できる連結実質赤字比率、さらに公社、第三センターなども含めた実質負債に関する将来負担比率、これらの4つの財政指標を公表するよう義務づけられました。

そして、この4指標のうち1つでも国が定める一定基準を超えると、財政健全化団体となり、議会の議決を経た財政健全化計画の策定が必要となります。

さらに財政状況が悪化した場合には、財政再生団体となり、国や県の管理のもと財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減などに取り組むこととなります。

もし本市が黄色信号となる財政健全化団体に認定されると、建設起債はもちろん、合併の特典である合併特例債の起債もできなくなり、今後の事業計画に大きな影響を及ぼすど

ころか、まさに白山市は死に体となってしまいます。

先週の7日、総務省はこれらの4指標の数値基準を決定し各自治体に通知しました。当然本市に対しても通知されたことと思います。

そこで1点目の質問は、総務省はことし7月下旬、各都道府県を通して市町村に対し、この4指標がどのくらいの数字になるかを試算させ、その数値をもとにこのたび4指標の健全化判断比率や再生判断比率などを決めたと聞いております。本市の場合、この4指標の試算結果についてどのような数値になったのか、また、この試算数値と今回発表された基準数値と比較して市長はどのように感じられたのか、その思いと本市の中期財政計画を推進していく上で、この4指標の数値基準は不可欠であります。その考え方を伺います。

また、平成20年度の決算から適用ということは、現在編成中の平成20年度予算がその対象となるのであり、このことは予算審議に入る私たちの市議会もその力量と責任が問われるところであります。

本市では、行財政改革大綱、中期財政計画が進捗している中、来年度には公債費が約86億8,000万円とピークに達すると言われ、財政のむだを省くことが強く求められております。

本市の財政を取り巻く環境が厳しさを増し、行政需要が多様化する町づくりに対し、市民の自主な行動のもとに、市民と市民団体、各産業・企業体、そして行政がよきパートナーとして連携し、理解を深めることが必要であります。必要な改革は大胆に踏み込み、みずからの知恵と責任で町づくりに取り組まなければなりません。

今後も身の丈にあった財政運営を目指すとともに、財政健全化法の施行を好機と受けとめ、徹底してみずからの財政のあり方を見直し、最善の努力を払っていただくことを期待しながら、2つ目の質問をいたします。

平成20年度の予算編成についてどのような方針で臨むかお聞きします。

また、昨年9月定例会において私が提案しました枠配分予算編成制度の導入については、今年度予算では結局、経常経費及び管理経費を各部局の自己決定、自己責任による主体的な予算編成としましたが、来年度予算の編成ではどのような方針なのか、あわせてお伺いいたします。

大変早口でしたけれども、以上で本年度私の最後の質問とさせていただきます。

来年は第1のえとに返ってね年です。ものが始まり、広がりゆく機運を感じさせます。実は私も年男です。内外情勢はなお厳しき、険しさを増す気配もありますが、希望をつなぎ、心豊かな社会へ大きく踏み出す年になりますよう願うものであります。どうもありがとうございました。